

広島県告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、北広島町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、北広島町長から届出があつた。

平成二十二年一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上 欄		大字	戸谷
		字	山之空 (耕地部)
下 欄		地 番	六五三八から六五四〇、六五四二の一、六五四二の二、六五四三、六五四四、六五四七から六五五三まで、甲六五五四、乙六五五四、丙六五五四、六五五五、甲六五五六、甲六五五七、乙六五五七、六五六〇、六五六二、六五六八、六五六九、六五七二から六五八三まで、六五八四の一、六五八四の二、六五八五、六五九五の一、六五九五の二、六五九六から六六〇一まで、六六〇三、六六〇四、六六〇七から六六〇九まで、甲六六一〇、乙六六一〇、六六一一から六六一三、六六一六、六六一八、六六一九
		大字	戸谷
		字	沖山 (山林部)